

広島県都市計画審議会の運営に関する関係法規集

目次

- I 都市計画法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- II 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の
組織及び運営の基準を定める政令・・・・・・・・・・ 2 ページ
- III 広島県都市計画審議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- IV 広島県都市計画審議会運営規程・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
- V 広島県情報公開条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ

I 都市計画法（抜粋）

（昭和43年6月15日法律第100号）

（中略）

（都道府県都市計画審議会）

第77条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、都道府県に、都道府県都市計画審議会を置く。

- 2 都道府県都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
- 3 都道府県都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

Ⅱ 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織 及び運営の基準を定める政令

(昭和44年2月6日政令第11号)

内閣は、都市計画法（昭和44年2月6日法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、この政令を制定する。

(趣旨)

第1条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会（以下「審議会」と総称する。）の組織及び運営の基準に関しては、この政令の定めるところによる。

(都道府県都市計画審議会の組織)

第2条 都道府県都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者、市町村長を代表する者、都道府県の議会の議員及び市町村の議会の議長を代表する者につき、都道府県知事が任命するものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する者のほか、関係行政機関の職員のうちから、都道府県都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前二項の規定により任命する委員の数は、11人以上35人以内とするものとする。

4 都道府県都市計画審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができるものとする。

5 都道府県都市計画審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができるものとする。

6 臨時委員及び専門委員は、都道府県知事が任命するものとする。

(市町村都市計画審議会の組織)

第3条 市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとする。

2 市町村長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前二項の規定により任命する委員の数は、5人以上35人以内（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19条第1項の指定都市にあっては、9人以上35人以内）とするものとする。

4 前条第4項から第6項までの規定は、市町村都市計画審議会について準用する。この場合において、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

(常務委員会)

第6条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができるものとする。

附則抄

- 1 この政令は、都市計画法の施行の日から施行する。
- 2 都市計画審議会令（大正8年勅令第483号）は、廃止する。

附則（平成11年11月10日政令第352号）抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成12年4月1日から施行する。

Ⅲ 広島県都市計画審議会条例

(昭和44年6月30日条例第44号)

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、広島県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員をもつて組織する。

- | | |
|------------------|------|
| 一 学識経験のある者 | 8人以内 |
| 二 関係行政機関の職員 | 8人以内 |
| 三 市町長を代表する者 | 3人以内 |
| 四 県議会の議員 | 8人以内 |
| 五 市町の議会の議長を代表する者 | 3人以内 |

2 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長の指名した委員10人以内をもって組織する。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、土木局において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年12月20日条例第64号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月28日条例第7号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月12日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第15号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

(広島県都市計画地方審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に広島県都市計画地方審議会の委員である者は、施行日に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）第437条の規定による改正後の都市計画法（昭和44年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき設置された広島県都市計画審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任期は、第8条の規定による改正後の広島県都市計画審議会条例第2条第2項の規定にかかわらず、その者の広島県都市計画地方審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成17年7月6日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

IV 広島県都市計画審議会運営規程

(昭和44年10月11日)

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県都市計画審議会条例(昭和44年広島県条例第44号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、広島県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 条例第4条第1項の規定による会長の選挙は、単記無記名投票によって行う。ただし、出席した委員(条例第2条第1項各号に掲げる者につき任命された委員。以下同じ。)全員に異議がないときは、指名推薦の方法によって行うことができる。

(会議の招集)

第3条 会議は、会長が召集する。

2 会議の招集は、審議会の開会の日の、少なくとも7日前までに、委員及び議事に関係のある臨時委員に通知して行う。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第4条 次表左欄に掲げる委員又は臨時委員に支障があるときは、それぞれ同表右欄に定める者が代理して会議に出席し、調査審議に加わることができる。

| 委員及び臨時委員 | 代 理 者 |
|------------------|--|
| 1 関係行政機関の職員である委員 | 当該委員が委任する当該機関の職員 |
| 2 議事に関係のある臨時委員 | 当該臨時委員が行政機関又はこれに類する機関の職員につき任命された者である場合は、当該臨時委員が委任する当該機関の職員 |

(議長)

第5条 会長は、会議の議長となる。

(会議の非公開)

第6条 会議は、原則として公開しない。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、会議に諮って公開することができる。

2 前項ただし書の規定により会議を公開する場合において、議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に諮って傍聴人の数の制限その他の必要な措

置を講ずることができる。

(意見の陳述)

第7条 関係市町の職員，都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定により公聴会を開催した場合の公述人，同法第17条第2項の規定により意見書を提出した者，同法第21条の2の規定により都市計画の決定等の提案を行ったものその他の関係者等（以下「参考人」と総称する。）から審議会で意見を陳述したい旨の申出があった場合において，会長が議案を審議するうえで特に必要があると認めるときは，会議に諮って意見の陳述を許すことができる。

2 会長は，議案を審議するうえで特に必要があると認めるときは，会議に諮って，参考人に対し，審議会に出席して意見を陳述すべきことを依頼することができる。

(議事録)

第8条 議長は，議事録を調整し，会議の次第を記録する。

2 前項の議事録には，議長が指名する委員2名が署名しなければならない。

3 議事録は，原則として公開する。ただし，次の各号に掲げる事項を除く。

(1) 発言者氏名

(2) 広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第10条各号に掲げる情報に該当する事項

(部会)

第9条 特別の事項及び専門の事項を調査するため，審議会の議決により，部会を置く。

2 部会に属すべき委員，臨時委員及び専門委員（以下「部会に属する委員等」という。）は，会長が指名する。

3 部会で調査した事項について，部会長は，審議会に報告する。

(部会長)

第10条 部会に部会長を置き，部会に属する委員等の互選によってこれを定める。

2 部会長は，部会の会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは，部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が，その職務を代理する。

(部会の招集)

第11条 部会は，会長が招集する。

2 第3条第2項の規定は，前項の招集について準用する。

3 部会は、部会に属する委員等の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会の議長)

第12条 部会長は、部会の会議の議長となる。

(部会の非公開)

第13条 部会は、非公開とする。

(部会の運営)

第14条 前5条に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和44年10月11日から施行する。

① 附 則 (平成12年2月15日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

② 附 則 (平成13年10月17日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

③ 附 則 (平成16年3月24日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

④ 附 則 (平成18年2月10日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

⑤ 附 則 (平成26年2月4日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

V 広島県情報公開条例（抜粋）

（平成13年3月26日条例第5号）

（中略）

（行政文書の開示義務）

第10条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 法令又は条例等（以下「法令等」という。）の定めるところにより、開示することができないと認められる情報
- 二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- 四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 六 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、許可、認可、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、入札、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 七 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。